関連条文

○株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)　抄

附　則

（承継される財産の価額）

第十九条　公庫が国民生活金融公庫等から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。

2　評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、公庫の成立の日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。

3　前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

○株式会社日本政策金融公庫法施行令(平成ニ十年政令第百四十三号)　抄

附　則

（公庫が承継する資産に係る評価委員の任命等）

第二条　法附則第十九条第一項の評価委員は、次に掲げる者につき主務大臣が任命する。

一　財務省の職員　二人

二　厚生労働省の職員　一人

三　農林水産省の職員　一人

四　経済産業省の職員　一人

五　法第六条第一項に規定する公庫の役員等（公庫が成立するまでの間は、法附則第三条第一項の設立委員）　一人

六　学識経験のある者　四人以上

2　法附則第十九条第一項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3　法附則第十九条第一項の規定による評価に関する庶務は、財務省大臣官房政策金融課、厚生労働省健康局生活衛生課、農林水産省経営局金融調整課及び中小企業庁事業環境部金融課において処理する。